

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和3年2月1日発行

令和3年 第1号

環境政策課

☎229-3139 FAX 229-3354



大量に出る引っ越しごみは各施設へ直接搬入を

一度に大量のごみを集積所に出すと、集積所を利用する他の皆さんの迷惑になります。引っ越しごみなど、大量に出るごみは、直接、ごみ処理施設へ、また、古紙などの資源物はエコ・ステーションへ搬

入してください。直接搬入が困難な場合は、家庭ごみ収集カレンダーで収集日をよく確かめ、計画的に数回に分けて決められた日に決められたごみ集積所に出してください。

ごみ処理施設へ搬入できるごみの品目

ごみの品目	ごみ処理施設	搬入できる日時
燃やせるごみ	西部クリーンセンター ☎237-0671 (環境施設課) ※津・河芸・芸濃地域に在住の人	月～金曜日 8時30分～12時、 13時～16時30分
	クリーンセンターおおたか ☎237-0671 (環境施設課) ※久居・美里・安濃・香良洲・一志・ 白山・美杉地域に在住の人	
燃やせないごみ、金属、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、危険ごみ	津市リサイクルセンター ☎237-0671 (環境施設課)	



エコ・ステーション



家庭ごみ収集
カレンダー



生ごみ堆肥化講座

堆肥・育土研究所の橋本力男さんを講師に迎え、家庭から出る生ごみを減らし、家庭菜園やプランターなどで活用できる堆肥づくりについて学びます。

と き ①2月15日 ②2月22日いずれも月曜日
14時～16時 ※①②は同内容

ところ ①中央公民館会議室 ②白山市民会館会議室

対 象 市内に在住・在勤の人

定 員 各30人

申し込み 2月3日(水)～9日(火) 8時30分～17時に環境政策課(☎229-3139)へ

講師 橋本力男さん(堆肥・育土研究所)経歴

1977年東京農業大学卒。
生ごみリサイクルや堆肥づくりについて、国内40都道府県で講師として活動。

また、海外ではボリビア、パレスチナ、ネパール、パラオ、フィリピンでの技術指導の経験もある。最近ではアメリカ在住の日本人にオンライン講義を行っている。



津市エコサークル活動報告会

津市エコサークルメンバーによる活動報告会を開催します。環境についてのボランティアに関心のある人、これから始めようと思っている人、活動報告会に参加して情報収集や仲間のつながりを広げませんか。

と き 2月27日(土)13時30分～15時

ところ 環境学習センター(津市リサイクルセンター2階)

対 象 市内に在住・在勤の人

定 員 30人

申し込み 2月10日(水)～16日(火) 8時30分～17時に環境政策課(☎229-3139)へ

津市エコサークル

市民環境活動団体などがお互いに交流の輪を広げ、自主的な環境活動を市全体に広げていくためのサークル





》空き家対策は予防、管理、利活用！

空き家の予防

① 住まいの権利関係(登記など)を確認しておく

住まいが誰の所有になっているかを確認しましょう。登記の名義人が亡くなった人のままになっていることがあります。相続が発生している場合は相続登記をしておきましょう。相続登記をしないまましていると、相続人が多数になる可能性があり、売却などの利活用が難しくなる場合があります。

② 住まいを誰に引き継ぐかを決めておく

住んでいるうちから、住まいを誰にどう引き継ぐかを明確にしておきましょう。空き家になった場合の売却などの利活用について決めておくとともに、家財や荷物の整理をしておきましょう。

空き家の管理

① 定期的に状態を確認する

人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあります。定期的に空き家の状態を確認し、通気・換気を行うとともに、敷地内の除草や庭木の剪定^{せんてい}などの手入れを行いましょう。自分で状態確認や手入れができない場合は、空き家管理サービス事業者の利用などを考えましょう。

② 近隣に連絡先を知らせる

周りに住んでいる人は、所有者の連絡先が分からない空き家に心配や不安を抱く傾向があります。緊急時のことも考え、近隣に連絡先を知らせておくことも管理の一つです。

空き家の利活用

① 売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、「売却する」「賃貸に出す」などの利活用を考えましょう。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

② 除却(解体)する

老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむなどで、維持管理が困難な場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。

空き家所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、相続登記や売却など、専門的な内容も少なくないことから、津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、取り組んでいます。所有する空き家でお悩みや心配事があれば、環境保全課空地・空家等連絡調整担当または「空き家ネットワークみえ」へご相談ください。

問い合わせ 環境保全課空地・空家等連絡調整担当(☎229-3398)、空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018、9時～12時、13時～17時 ※土・日曜日、祝・休日を除く)

相談の流れ

